

家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン
代表 村上真平

2020年1月31日

第5期 「食料・農業・農村基本計画」への提言

- ▶ 私たち家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン(Family Farming Platform Japan: FFPJ)は、国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の趣旨に賛同した日本の関係者が、2019年6月に設立しました。2020年1月現在、23の団体会員と50名の個人会員(合計約6万人)が活動しております。
- ▶ FFPJは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)を実現し、持続可能な社会への移行を後押しするために、第一に、**家族経営の農林漁業が果たしている重要な役割を再評価し、第5期「食料・農業・農村基本計画」に家族農林漁業への支援を明確に位置づけることを提言します。**
- ▶ 第二に、気候変動やそれにとまなう災害の増加、環境汚染、生物多様性の破壊、私たちの健康に対する脅威といった喫緊の課題に取り組むために、**農林漁業および流通・消費のあり方を根本的に見直し、持続可能性を高めるための措置を拡充・強化することを提言します。**
- ▶ 本提言をまとめるにあたって、FFPJは会員から提言を募集し、寄せられた提言をもとに2020年1月に都内でワークショップを開催しました。ワークショップでは、10年後の日本の食料・農業・農村がどのような姿になっていることが望ましいか、そのために必要な施策とは何かについて議論しました。
- ▶ 以下に、FFPJの具体的な提言をまとめましたので、第5期「食料・農業・農村基本計画」の策定に反映して頂けますよう、ここにお願い申し上げます。

家族農林漁業プラットフォーム・ジャパンの会員団体

公社全国愛農会/JCFU全国沿岸漁民連絡協議会/NPO法人自伐型林業推進協会/農民運動全国連合会/NPO法人アジア太平洋資料センター(PARC)/NPO法人日本有機農業研究会/小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン(SFFNJ)/NPO法人21世紀の水産を考える会/国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会(全国食健連)/全国有機農業推進協議会/NAGANO農と食の会/NPO法人秀明自然農法ネットワーク/NPO法人秀明インターナショナル/全日本農民組合連合会(全日農)/一般社団法人 日本スローフード協会/スローフード横浜・鎌倉/紀ノ川農業協同組合/NPO法人和歌山有機認証協会/肥後農産出荷組合/合同会社杜の学校/人農舎/株式会社亜里屋/一般社団法人ALFAE

1. 全般

国連が決議した「家族農業の10年」「農民の権利宣言」「食料主権」「食への権利」の理念を第5期基本計画に位置づける。規模拡大政策を見直し、小規模・家族経営が果たしている役割を再評価し、多様な担い手として政策支援の対象とする。さらに、気候変動対応として重要性が増しているアグロエコロジー(有機農業、自然農法、循環型農業等)を普及するための施策を講じ、レジリエンスの高い農業・食料システムを構築することで、SDGs達成と持続可能な社会への移行を実現する。

2. 食料自給率・自給力、食料安全保障

自給率(カロリーベース)が37%に落ち込んでいる現状について、国民は強い危機感を持つ必要がある。政府は責任を持って、自給率向上のための数値目標とロードマップを作成する。我々は2030年までに自給率を50%まで引き上げ、その後も引き続き向上させるための対策を求める。同時に、野菜等の自給率に反映されにくい作物の生産振興にも配慮が必要である。自給率向上のためには、多様な担い手として小規模・家族経営を位置付け、手厚い所得保障・価格保障を実施するとともに、自由貿易協定の見直しや離脱を検討する。

3. 食の安全、消費者の信頼確保

安全性が懸念される農薬(特にネオニコチノイド、グリホサート)、化学肥料、GMO、ゲノム編集食品、成長ホルモン剤の規制・削減、表示制度確立、情報開示を徹底し、消費者が安心できるアグロエコロジーを推進する。費用が高い第三者認証制度だけでなく、参加型認証(PGS)を早期に導入する。認証を必要としない地産地消を流通の基本とし、過度な衛生観念を見直し、農産物の過剰洗浄による栄養価や有用微生物の流失を防ぐ。放射能汚染に対する風評被害対策を実施する。

4. 食育・食文化

全世代を対象とした食育(食農教育)を社会インフラとして提供し、農林漁業について学ぶ機会を保障する。その際、小規模・家族経営の重要性を伝える。企業等の研修・福利厚生事業として体験プログラムを実施し、受け入れた農家の副収入とする。学校では、食育の場である給食を無償化し、有機や地元産の食材を基本とする。調理実習を通じて各地の伝統食、行事食等の文化を継承する。義務教育でSDGsや環境教育の一環として農林漁業について学ぶ機会を保障する。

5. 地産地消、6次産業化

第一に、家族経営、女性、高齢者が参加しやすい朝市や直売所、産直、産消提携を促進し、財政的・制度的支援を強化する。第二に、学校給食等の公共調達(公立の学校、病院、事業所、刑務所等)で一定の地元調達率(30%以上)や有機農産物調達率を義務化するとともに、給食費の無償化を進め、地産地消と環境

負荷低減を実現することで、「医福食農連携」を具体化する。第三に、地域の小規模・家族経営の持続可能性を高めるために、小規模な6次産業化を進める。

6. 農業経営、担い手

第一に、規模拡大や法人化を目指す経営だけでなく、小規模・家族経営を担い手として位置づける。「担い手」の定義を改め、農業経営改善計画書に規模拡大や合理化だけでなく、農業と地域の持続可能性の追求や消費者との連携といった目標を加える。小規模・家族経営、兼業農家(半農半X)が農山漁村で暮らすこと自体が地域を守ることになる。第二に、経営効率を測る指標として資源・エネルギー効率性を重視し、環境負荷が低く生態系と調和したアグロエコロジーを実践する経営への支援を拡充する。第三に、高齢者の新規就農も支援する。

7. 農業生産

(1)全体

気候変動対策とSDGs達成のために、近代農業に欠落していた自然を保全し活用する視点に立ち、農業をアグロエコロジーに転換する。有畜複合、不耕起・省耕起、有機物による土壌被覆、輪作等を実践する労働集約的な農業は地方に雇用を創出する。地域の未利用資源(バイオマス)の活用を進める。安全で環境配慮型の農産物は、消費者のニーズが高く、支払い意思価格も高いことから、環境的、社会的、経済的持続可能性の高い農業・食料システムへの移行を後押しする。

(2)米・畑作

水田は日本農業の基盤である。生産費を上回る水準の生産者米価を実現するために、価格保障・所得保障を拡充する。具体的には、戸別所得補償制度の再開が必要である。飼料用米に対しては、現行水準の交付金を維持する。米・麦・大豆の輪作(2年3作)を、農薬・化学肥料への依存を減らし、持続可能性を高める生産体系として推進する。

(3)畜産

大規模畜産を見直し、家畜の本来の生態と動物福祉に即した畜産に改める。農薬・化学肥料、GMOに依存した輸入飼料から地元産の安全な飼料に切り替え、耕畜連携を復活する。放牧の推進、糞尿処理の適正化、メタンガスの抑制に取り組むと同時に、経営安定のために所得補償、乳価・加工原料乳補給金単価の引き上げ、牛・豚マルキン制度の自己負担縮減、生産費を下回った場合の補填を100%とするなどの措置を実施する。畜産に打撃を与える自由貿易協定からは離脱する。

(4)園芸

公的機関が育種および高品質な種苗の安定供給に責任を持ち続ける。栽培品種ではF1品種が多数を占めているが、農民による自家採種の権利を保障する必要がある。農法では、農薬・化学肥料に頼らない伝統的な農民の技術を普及・活用する。施設園芸では装置産業化が進んでいるが、資材の原料輸入、製造、

輸送、稼働、廃棄に必要な資源・エネルギーや温室効果ガス発生量を考慮した上で、交付金支給基準を定めるべきである。また、高価な最先端技術の導入による農業所得の低下や多額の負債による経営悪化、農家の自律性低下を招かないよう慎重な対応が求められる。

8. 人材育成、雇用確保

(1)人材育成

子供の頃から食育(食農教育)を実施し、自ら作ること、自然に触れて感性を養うことを重視した教育を行う。農業大学校、農業大学、大学農学部、研究機関、普及所等でアグロエコロジーの研究、指導、普及、教育を推進するために予算措置を拡充するとともに、就農支援の研修を行う農家への支援も実施する。

「農業次世代人材投資事業」の予算を拡充する。都市部の未就業者、非正規雇用者、ホームレス等の希望者が就農できるよう支援を行う。

(2)雇用確保

日本で「農の雇用創出」というと農業生産法人の雇用等の「狭義の雇用」を指すが、EUでは自営農業も「広義の雇用＝所得獲得機会」として政策的に位置づけられている。農山漁村の基幹産業は農林漁業であり、この部門が重要な雇用創出部門である。小規模・家族経営も地域の雇用創出に重要な役割を果たしていることを認識し、政策的支援の対象に位置付ける。農福連携を推進する施策の充実も必要である。

9. 農村振興、中山間対策

(1)農村振興

一部の担い手に農地を集約すれば、必然的に農山漁村人口は減少し生活基盤が失われる。農林漁業者は生産者である前に生活者であることを想起し、総合的な地域政策を実施する。農山漁村に医療・福祉、子育て・教育、買い物、公共交通等の生活インフラを確立する。地域内でお金が循環する仕組みをつくるとともに、農山漁村在住者の税金の軽減措置を検討する。

(2)中山間対策

条件不利地域では小規模・家族経営が農林漁業を維持し、多面的機能を果たしている。緑のダム等の「グリーンインフラ」を保全するためにも、鳥獣害対策や日本型直接支払制度を拡充するとともに、書類申請の事務作業を軽減する。自治体を超えて流域単位で農林漁業を一体的に振興し、都市部の消費者と連携することが必要である。EU等で導入されている「山地ラベル制度」を活用し、中山間地域産農産物の差別化を図る。

10. 農地、耕作放棄地対策

(1)農地

8割の農地を担い手に集約することが目指されているが、担い手も高齢化し後継者を確保できておら

ず、農地が減少している。特に中山間地域では農地集約は難しく、また集約するほど人口減少に拍車がかかり、畦畔・水路の管理ができなくなる。既存の政策を見直し、小規模・家族経営を含む多様な担い手が農地を支える構造を目指す。

(2)耕作放棄地対策

耕作放棄地を解消し営農を継続するために、水利確保・保全、鳥獣害対策等を目的とした里山保全管理のための直接支払制度を拡充する。また、農業生産法人の機能に農地管理、里山管理といった農用地の管理法人的機能を付与し、I・Uターン等の移住者が就農できる社会環境を整備する。耕作不可能な土地は国立公園等に指定して、生物多様性保全ゾーンや化学物質・GMOフリーゾーンとする。

11. 技術、環境

(1)技術

農業における人間の関与は1～3割であり、大半は自然の営みによって生産される。気候変動に対応でき、小規模・家族経営に親和的なアグロエコロジーの技術に関する研究、普及、教育のためのプログラムと予算の拡充が必要である。スマート農業の技術体系は、それが温室効果ガスを削減し、土壌の健全性を高め(微生物相の活性化)、エネルギー消費を低減し、農業経営の所得向上と経営安定化につながり、生産者と消費者の健康を増進するのかという視点で検証が必要である。

(2)環境

国連FAOやフランス等が推進しているアグロエコロジーを日本でも普及する。環境保全型農業直接支払を拡充するとともに新たに有機農業直接支払を設け、支払い単価に差をつける。有機JAS制度の見直しも併せて行う。有機農業を資材代替型技術から自然共生型技術に転換し、植物共生菌や作物圏共生微生物を活用した技術(「茶色い革命」)に関する研究を実施する。流域単位で環境保全、地域経済・一次産業の振興を一体的に進める。

12. 食品産業政策

IPCCの報告書によると、現在の農業・食料システム由来の温室効果ガスは全体の3分の1にのぼる。特に輸入食料への依存度が高い日本の食料システムは、気候変動対応のために抜本的に見直すべき時にきている。国産・地元産の環境負荷の少ない栽培方法で生産された原料を使用して、地球環境と消費者の健康増進に資する持続可能なシステムに移行するロードマップを作成する必要がある。

13. 農林水産物・食品の輸出

農林水産物・食品の輸出を政策的に支援することには大きな矛盾がある。第一に、輸送や冷蔵・冷凍保存のために資源・エネルギーの消費を増やし、地球温暖化と環境破壊を促進し、第二に、農林水産物・食品の貿易自由化が世界の家族経営の生活破壊につながるリスクがあるためである。日本がとるべき政策

は、輸出ではなく、国内生産の拡大と自給率向上、環境保全型農業による地産地消の流通・消費システムの構築である。

14. その他

(1) 女性の支援

農業労働力の約半分は女性が担っているが、いまだに農業・農村では伝統的なジェンダー(社会的に形成された性差)による格差や差別が存在する。このことを踏まえて、女性が生きやすく、働きやすくなるよう支援する政策を充実する必要がある。例えば、女性が経営の意思決定に参加したり、農業と家事・育児・介護等による過重労働から解放したり、結婚・出産・育児による経営計画の変更に柔軟に対応する必要がある。

(2) 種子への権利

食料・農業植物遺伝資源条約、農民の権利宣言に則り、廃止された種子法を復活し、種苗法改正において農民の自家採種を公認する。種子の開発者の権利を強化するという視点から種子政策を展開することは、種子の利用者である農民の主体性を軽視することに他ならない。食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約第3部第9条は、農民の権利を規定している。

(3) 再生可能エネルギー

農山漁村で再生可能エネルギーによる地域経済の活性化と雇用の安定化を図るため、企業や行政だけでなく、第一次産業従事者によるバイオマスやソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーの生産と活用を促進し、経営の安定に資する仕組みを支援・強化する。

(4) 都市農業

都市農業振興基本法および同基本計画では、農地は都市に「あるべきもの」と位置付けられている。この認識を踏まえて、大規模化や成長産業化一辺倒ではなく、まちづくりにも貢献する消費者に身近な小さな農業を大切にする。

(5) 卸売市場制度

中央卸売市場は都市に設置され、広域に食料供給すべく全国から大量に集荷する役割がある。これに対し、各地に点在する地方卸売市場は庭先集荷と呼ばれるように地場の小口食材の持ち込み先となっており、地域に密着した役割がある。市場法改正で予想される熾烈な市場間競争の中でも、こうした地域に根差す流通機構が生き残れるような施策・支援を実施する。

(6) 世界農業遺産

国連 FAO は、世界的に重要な伝統的農林漁業を営む地域を世界農業遺産に認定している。日本は世界第2位の認定数を誇っており、そこでは小規模・家族経営が環境と調和しながら持続可能な農業を営んでいる。こうした農業モデルは、国内外の他地域における今後の取り組みの模範例として広く認知され

るべきである。

(7) 小規模林業者・自伐林家の位置づけ

日本の林業経営体は、「3ha以上の山林を保有し、5年間連続した施業あるいは200m³/年以上の素材生産をする」ものとされ、小規模面積所有者は統計的に把握されていない。1ha以上の山林を保有する世帯「林家」が約91万戸、うち家族林業経営体は12.6万戸であり（2010年世界農林業センサス）、重要な役割を果たしている。将来的に山林を継承しようとする小規模林業者・自伐林家を、明確に関連政策・制度に位置づける。

(8) 持続可能な林業の普及

大規模伐採のための林道は、大型機械や大量の木材を運ぶために突貫工事で造られたものが多いため壊れやすい。2018年の西日本豪雨では倒木が林道を塞ぎ、山肌はえぐられ、斜面崩壊や、倒木、土砂による河川の決壊などが頻発した。一方で、自伐型林業が展開されている作業道（幅員2.5m以下）は、ほとんど被害を受けなかった。崩壊した森林と林業の関係性を検証し、現行の林業施業を見直し、持続可能な林業を普及する。

(9) 予算と統計

農林漁業予算の減額に歯止めをかけ、小規模・家族経営や持続可能な農業を実施するための施策に十分な予算を充てる。また、実態に即した政策を実施するためには統計制度の充実が求められる。十分な統計予算を確保し、現行の統計では実態がつかめない自給的農家や農家定義未満の農的営みも捕捉する統計の実施・分析が求められる。

(10) 政策決定への参加

食料・農業・農村政策審議会での議論の場に、小規模・家族経営が参画する機会を保障する。具体的には、審議会委員に小規模・家族経営を代表する者を複数名選出する。また、第5期基本計画の策定は半年という短い期間で行われることになるが、国民的議論を喚起するにはあまりにも短い。今後は十分な議論の時間と質を保障する。

(11) 他省庁との連携

官邸主導の農政を改め、現場の声を聴くボトムアップ型の政策決定プロセスを再構築する。農林漁業・農山漁村の多様性を考慮して、その多様性に寄り添うことができる農林水産省の独自性を発揮できる仕組みが求められている。また、縦割り行政を排し、林野庁、水産庁、環境省、国土交通省、厚生労働省等の関連省庁との連携を強化する。

(12) 国連「家族農業の10年」

国連「家族農業の10年」「農民の権利宣言」を日本の農政に明確に位置づけ、その趣旨・目的の実現に向けた法制度の整備と政策を実行する。政府は民間の家族農林漁業プラットフォーム・ジャパンと連携し、「家族農業の10年」の国内行動計画を策定・実施し、SDGsの取り組みと合わせて国連に報告する。

政府開発援助(ODA)においても国連決議を踏まえ、農民を開発のパートナーと位置づけて、一方的な開発は行わず、合意形成に至らない場合は開発の見直しや中止をする。